

平成 29 年 2 月 28 日

各 位

会社名 パナホーム株式会社  
代表者名 取締役社長 松下 龍二  
(コード番号：1924 東証第一部)  
問合せ先 経理部長 北野 幸治  
(TEL：06 - 6834 - 4539)

**当社とパナソニック株式会社との間の株式交換に係る  
株式交換比率に関する意見書（フェアネス・オピニオン）の取得及びFAQの開示について**

当社は、平成 28 年 12 月 20 日付「パナソニック株式会社によるパナホーム株式会社の株式交換による完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」（以下「平成 28 年 12 月 20 日付プレスリリース」といいます。）において、パナソニック株式会社（以下「パナソニック」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約をパナソニックとの間で締結したことを公表しております。

今般、当社は、本株式交換に関し、独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）から、平成 28 年 12 月 20 日にパナソニックとの間で合意した本株式交換に係る株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の公正さに関する意見書（フェアネス・オピニオン）を受領するとともに、株主の皆様の本株式交換に関する十分な情報を提供するため、FAQ を公表することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 株式交換比率に関する意見書（フェアネス・オピニオン）の取得

(1) 株式交換比率に関する意見書（フェアネス・オピニオン）取得の理由

当社は、本株式交換の実施及び条件を決定するにあたり、独立した第三者算定機関である SMBC 日興証券株式会社から平成 28 年 12 月 20 日付で本株式交換における株式交換比率算定書を取得しておりますが、今般、平成 29 年 3 月期に係る期末配当の額を決定するに際し、本株式交換比率が公正なものであることを改めて検証するため、当社及びパナソニックから独立した第三者算定機関であるブルータスに株式交換比率の算定を依頼し、本株式交換比率の公正さに関する意見を求めることといたしました。その結果、当社は、ブルータスより、平成 29 年 2 月 24 日付で、本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を受領いたしました。

なお、平成 29 年 3 月期に係る期末配当の額については、本日付で公表いたしました当社プレスリリース「配当予想の修正に関するお知らせ」をご確認ください。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称及び上場会社との関係

第三者算定機関であるブルータスは、過去及び現在において当社及びパナソニックとの間に取引関係その他の利害関係を何ら有しておらず、当社及びパナソニックの関連当事者には該当せず、当社及びパナソニックから独立した算定機関です。

算定の概要

ブルータスは、パナソニックについては、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。算定にあたっては、平成 28 年 12 月 19 日を算定基準

日として、平成 28 年 11 月 1 日から算定基準日までの 33 営業日、並びに算定基準日を含む直近 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間につき、東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値を採用しております。なお、平成 28 年 11 月 1 日は、パナソニックが「「連結通期業績予想の修正」に関するお知らせ」を公表した平成 28 年 10 月 31 日の翌営業日であります。

当社については、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また当社と比較的類似する事業を営む上場企業が複数存在し、類似企業の倍率を用いた株式価値の分析が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するために DCF 法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、平成 28 年 12 月 19 日を算定基準日として、平成 28 年 11 月 1 日から算定基準日までの 33 営業日、並びに算定基準日を含む直近 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間につき、東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値を採用しております。

類似上場会社比較法については、当社と類似性がある上場会社として、三井ホーム株式会社、株式会社オープンハウス及びタマホーム株式会社を選定した上で、PER 並びに事業価値に対する EBIT 及び EBITDA の倍率を用いて算定を行いました。

DCF 法では、当社が作成した平成 29 年 3 月期から平成 32 年 3 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフロー及び平成 33 年 3 月期以降の継続価値を、5.992%から 6.708%の割引率で現在価値に換算しております。継続価値の算定には倍率法を用いており、採用した倍率は、事業価値に対する EBIT の倍率が 4.93 倍から 5.70 倍、事業価値に対する EBITDA の倍率が 4.14 倍から 4.59 倍であります。

なお、各評価手法による当社の普通株式 1 株に対するパナソニックの普通株式の割当数は以下の範囲となります。

当社普通株式の評価手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.67～0.77
類似上場会社比較法	0.61～1.09
DCF法	0.62～0.85

(注) ブレータスは、フェアネス・オピニオン等の作成及び提出並びにその基礎となる株式交換比率の算定に際して、当社から提供を受けた資料及び情報並びに一般に公開された情報が正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある全ての事実がブレータスに開示されたこと等を前提に、それらの資料及び情報を原則としてそのまま採用しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を実施しておらず、また実施の義務を負うものではありません。

ブレータスは、当社及びパナソニック並びにその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関による評価書、鑑定書又は査定書も取得していない他、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での当社及びパナソニックの信用力についての評価も行っておりません。

ブレータスがフェアネス・オピニオン等の基礎資料として用いた当社の財務予測その他の資料は、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ブレータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していません。なお、ブレータスが DCF 法の採用に当たり前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益は見込まれておりません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

フェアネス・オピニオン等は、本株式交換比率が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、同日までにブレータスが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものです。フェアネス・オピニオン等の内容は、その後の状況の変化により影響を受けることがあります。ブレータスはその内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、フェアネス・オピニオン等は、明示的な記載のない事項又はその提出日以降の事象に関して、何らの意見を推論

させ、示唆するものではありません。

フェアネス・オピニオン等は、当社が本株式交換比率の公正さを検証するに際しての基礎資料として使用するために作成されたものです。したがって、当社が実行可能な事業戦略上の代替案と比較した本株式交換を行うにあたっての事業上の決定、又は取引の相対的利点については言及しておらず、本株式交換実行の是非について意見を述べるものではありません。また、フェアネス・オピニオン等は、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではなく、本株式交換に関する如何なる行動の推奨を株主に行うものでもありません。

## 2. 本株式交換に関する FAQ の開示

当社は、本株式交換の公表以降、株主の皆様から本株式交換についてご質問等をいただいたことを踏まえ、別紙「パナソニックとの株式交換に関する FAQ」のとおり、本株式交換について追加の情報開示をさせていただきます。

以上

パナソニックは、本株式交換に伴い、FORM F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会（「SEC」）に提出する可能性があります。本株式交換に関し FORM F-4 を提出することになった場合、FORM F-4 には、目論見書（PROSPECTUS）（「目論見書」）及びその他の文書が含まれることとなります。FORM F-4 が提出され、その効力が発生した場合、本株式交換を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、FORM F-4 の一部として提出された目論見書が、当社の米国株主に対し発送される予定です。FORM F-4 を提出することになった場合、提出される FORM F-4 及び目論見書には、当社及びパナソニックに関する情報、本株式交換及びその他の関連情報等の重要な情報が含まれることとなります。当社の米国株主におかれましては、その株主総会において本株式交換について議決権を行使される前に、本株式交換に関連して SEC に提出される可能性のある FORM F-4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本株式交換に関連して SEC に提出される全ての書類は、提出後に SEC のインターネットウェブサイト（WWW.SEC.GOV）にて無料で公開されます。

また、本プレスリリースには、当社の「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本プレスリリースにおける記述のうち、過去又は現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされた当社の仮定及び判断に基づくものであり、これには既知又は未知のリスク及び不確実性ならびにその他の要因が内在しており、それらの要因による影響を受ける恐れがあります。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的又は黙示的に示される当社の将来における業績、経営成績、財務状況に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらすおそれがあります。当社は、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、金融商品取引法に基づく今後の提出書類及びその他の当社の行う開示をご参照下さい。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、当社の有価証券報告書等にも記載されておりますのでご参照ください（なお、記載された例に限られるものではありません）。

# パナソニックとの株式交換に関するFAQ

---

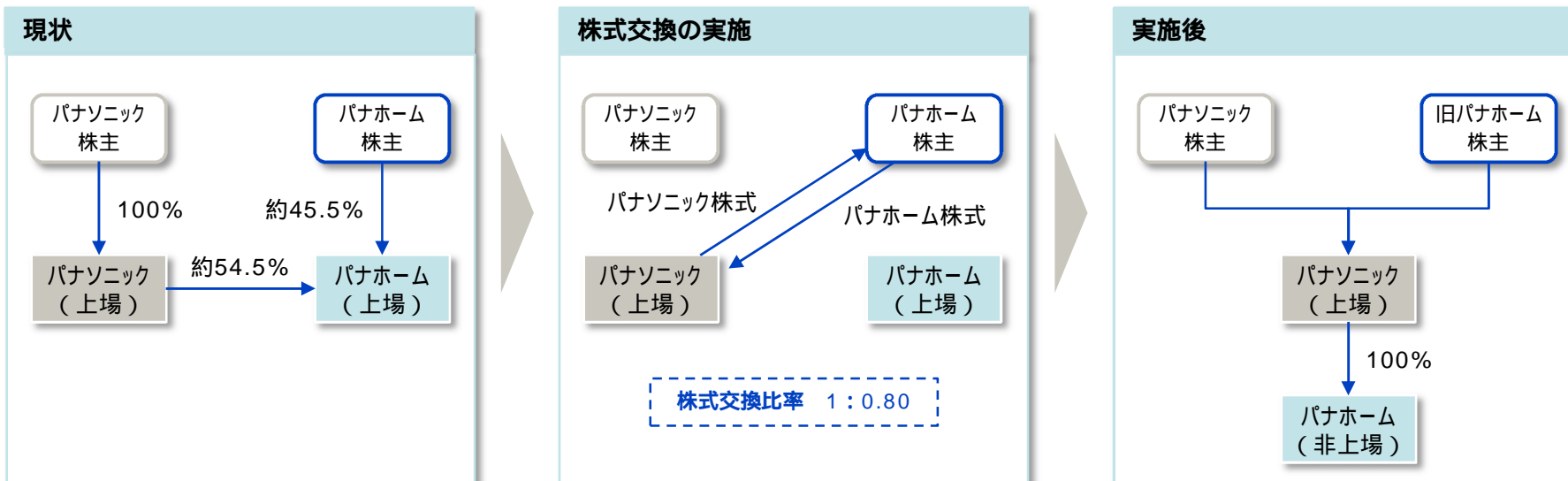
2017年2月28日

# Executive Summary



(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

本株式交換は、パナソニックを除く当社の株主様が保有する当社株式を、パナソニックの株式と交換することで、当社をパナソニックの完全子会社とする取引です。パナソニックを除く当社の株主様は、今後はパナソニックの株主となります。



- パナソニックはパナホームの株式の約54.5%を保有しています。

- パナソニック以外のパナホームの株主様には、パナホーム株式1株当たり、パナソニック株式0.80株と交換されます

- パナホームは上場廃止となり、パナソニックの100%子会社となります。
- パナソニック以外のパナホームの株主様は、以後パナソニックの株主となります。

## 主要スケジュール

2016年12月20日	株式交換契約締結（パナホーム取締役会、パナソニック取締役会）、対外公表
2017年6月下旬（予定）	パナホーム定時株主総会による本株式交換契約の承認
2017年8月1日（予定）	本株式交換の効力発生

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社には帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

# 本株式交換の目的

本株式交換は、日本の人口動態という構造的な問題に起因する当社の中長期的課題を、大胆さかつスピード感を持って解決する上で、非常に有効な手段と考えております。

## 現状の問題認識

日本の人口の減少による新設住宅着工戸数の長期的減少

主力事業（新築請負事業）の競争激化

街づくり事業・リフォーム事業・海外事業の強化が必要

競争優位性を高め成長していくために、  
パナソニックとのこれまで以上の連携が必要

## 本株式交換による想定シナジー

### パナソニックの経営リソースの有効活用

- パナソニックブランドの活用
- パナソニックの海外ネットワーク・グローバル人材の活用

### パナソニックの信用力の有効活用

- M&A、資本業務提携の加速

### グループ間の経営資源の最適かつ迅速な再配分

- 利益相反問題の解消による、パナソニックグループとしてのリソースの重点投入

### その他

- 間接部門のコストダウン・効率化
- 新卒採用強化及び専門分野における人材補強
- パナソニックの国内外販売ルートを活かした大型案件紹介の拡大

## 本株式交換で目指す姿

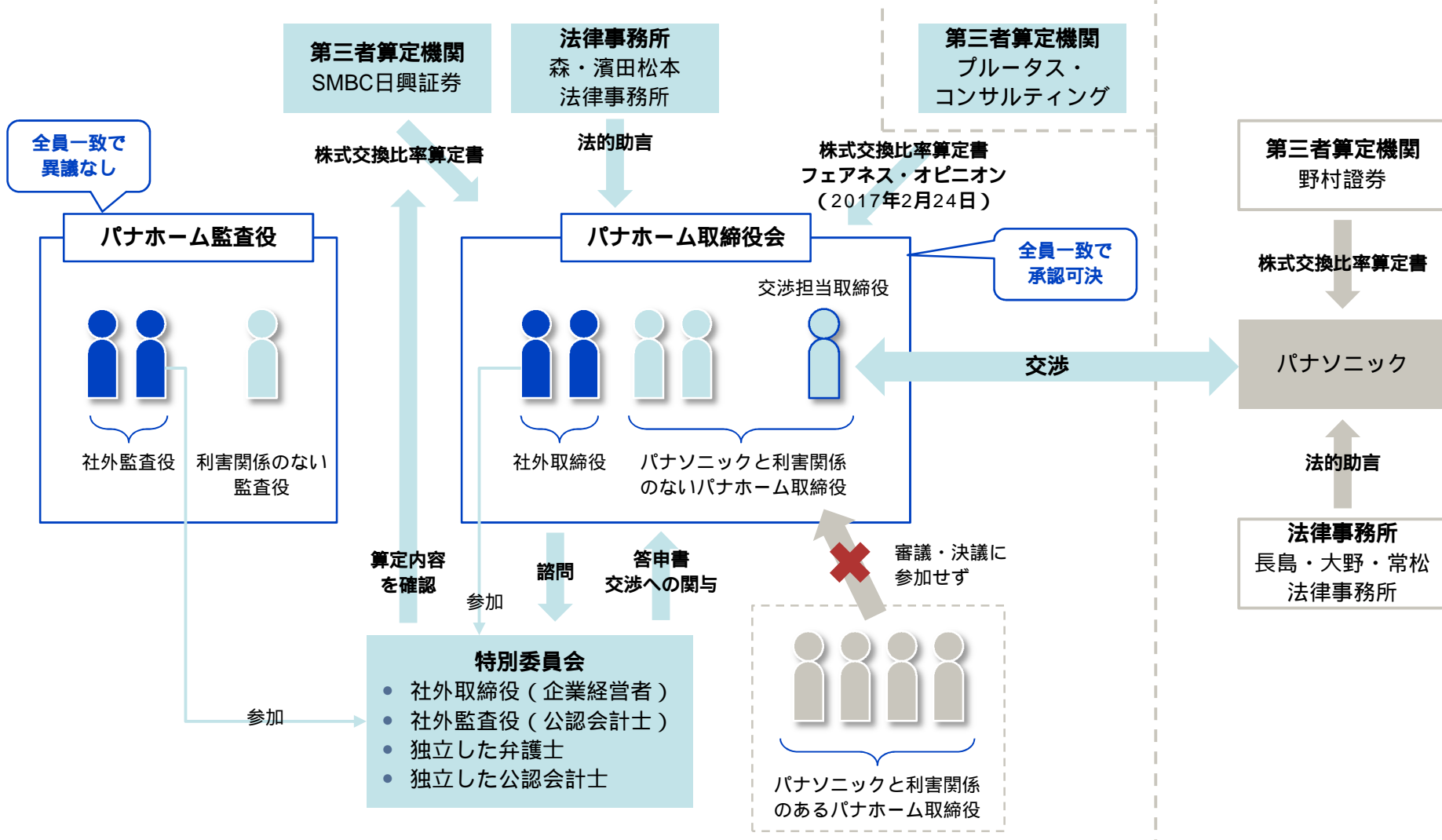
### 住宅事業における「新・暮らし文化」の創造



(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

# 利益相反回避・公正性担保のための措置

本株式交換は、当社と親会社の間での取引であるため、構造的に利益相反の問題が存することから、下記の利益相反回避と公正性担保のための措置をとり、少数株主の皆様を不当に害することのないよう対応しております。



(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。



当社は独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券より株式交換比率算定書を取得しています。加えて、期末配当の決定に際し、独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングよりフェアネス・オピニオンを取得しています。

## 第三者算定機関の算定結果

	SMBC日興証券 の算定結果		ブルータス・コンサルティング の算定結果
市場株価法	0.68 ~ 0.73	 <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>本株式交換で 合意した比率 1 : 0.80</b> </div> 	0.67 ~ 0.77
類似上場会社比較法	0.55 ~ 1.19		0.61 ~ 1.09
DCF法	0.66 ~ 1.27		0.62 ~ 0.85

## 本株式交換比率の意味するプレミアム

本株式交換比率の プレミアム	パナソニック 株価	当社株価	当社 理論株価	プレミアム
公表日前日終値	1,281円	855円	1,024.8円	19.9%
1ヶ月平均株価	1,201.8円	815.0円	961.4円	18.0%


**過去事例と比較して高いプレミアム**

2013年以降の上場子会社との株式交換の プレミアム（1ヶ月平均株価比）	件数	プレミアム 平均値	プレミアム 中央値
全件（P.30、31の37件）	37件	14.4%	13.3%
本株式交換に類似性が高いと判断した案件	7件	11.0%	12.7%

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

株式交換比率の算定において、特に質問の多い事項は、以下の通りです。

## 類似上場会社の選定基準（SMBC日興証券の選定基準）

### 事業内容

- SPEEDAで「戸建住宅開発」に分類されること
- 類似事業のセグメント売上高・利益が過半となること

### 事業規模

- 売上高がかけ離れていないこと

### 株価形成

- 株価形成に異常をもたらす事象（TOB等）がないこと
- 市場での取引成立率、浮動株回転率が極端に低いこと

- 下記の4社を類似上場会社として選定
  - 住友林業株式会社
  - 株式会社オープンハウス
  - 三井ホーム株式会社
  - タマホーム株式会社
- なお、プルータス・コンサルティングは、SMBC日興証券と異なる選定基準により類似上場会社を選定し、株式交換比率の算定を行っております。

## DCF法における現預金の取扱い

手元現預金について、以下の事項等を考慮のうえ評価しており、適切に価値評価に反映しています。

### 必要運転資金

開示資料で確認できる期末の現預金は、ピーク残高

期中に運転資金・税金・配当等の支払いが発生

約400億円の支払いが発生

（必要運転資金として事業価値へ加算する手元現預金から控除）

### 注力事業への先行投資資金

従来の主力事業である新築請負事業の業界環境が悪化

街づくり事業（分譲事業）の拡大を推進中

数百億円の先行投資を計画

（計画期間中のキャッシュアウトとして考慮）

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

# FAQ



(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	頁
<b>. 本株式交換の目的</b>		
1	本株式交換を実施する背景及び理由について教えてください。	10
2	本株式交換により当社が実現することのできるシナジーとしては、どのようなものを想定していますか。	10
3	現状の資本関係では十分ではなく、パナソニックの完全子会社となる必要があるのでしょうか。	12
<b>. 本株式交換の決定に至るプロセス</b>		
4	本株式交換の決定に際して実施した手続の概要について教えてください。	13
5	パナソニックとの間の交渉の経緯について教えてください。	13
6	本株式交換を決定した取締役会における議論の状況を教えてください。	14
<b>. 特別委員会</b>		
7	特別委員会の委員の適格性及び独立性について教えてください。	15
8	当社が本株式交換に関して設置した特別委員会の活動状況について教えてください。	18
9	特別委員会の判断の概要（答申書の概要）について教えてください。	19
<b>. 株式交換比率</b>		
<b>-1. SMBC日興証券による株式交換比率の算定について</b>		
10	SMBC日興証券はどのような算定方法で株式交換比率を算定したのですか。	20
11	類似上場会社比較法において4つの手法を採用したのは何故ですか。	21
12	類似上場会社比較法における類似上場会社はどのような基準で選定されたのですか。	22
13	株式交換比率の算定に際し、当社が保有する不動産についてどのような評価を行っていますか。	23

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	頁
<b>-2. 株式交換比率と現預金の関係について</b>		
14	当社が保有する手元現預金はどのような性質のものですか。	24
15	株式交換比率の算定に際して、手元現預金はどのように取り扱われていますか。	27
16	パナソニックとの間で行っている資金預託の仕組みはどのようなものですか。また、その目的はなんですか。	28
<b>-3. 株式交換比率におけるプレミアムについて</b>		
17	本株式交換比率において、プレミアムはどの程度ですか。	29
<b>-4. SMBC日興証券の算定に対する特別委員会の見解について</b>		
18	特別委員会はSMBC日興証券の株式交換比率の算定をどう評価していますか。	32
<b>. 本株式交換比率に関するフェアネス・オピニオン</b>		
19	本株式交換比率に関し、フェアネス・オピニオンは取得していますか。	33
20	プルータス・コンサルティングとはどのような会社ですか。	33
21	プルータス・コンサルティングの独立性について教えてください。	33
<b>. その他</b>		
22	2016年10月14日付に行われた業績下方修正と本株式交換の関係を教えてください。	34
23	期末配当の額について教えてください。	34

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

# 本株式交換の目的（1/3）

No.	質問	回答
1	本株式交換を実施する背景及び理由について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社を取り巻く事業環境は、主力事業である国内住宅市場においては、人口動態から新設住宅着工戸数の逡減が想定され、市場での競争が激化する一方で、リフォーム市場や海外市場においては、需要が堅調に推移することが予想されており、当社においては、街づくり事業、リフォーム事業、海外事業などへのビジネスモデルの変革、多角化が急務となっております。</li> <li>● このような事業環境の下、当社は、以下の点が主な経営上の課題であると考えております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>国内におけるシェア向上</li> <li>海外市場におけるさらなる事業展開</li> <li>に必要な人材不足の解消</li> <li>販売管理費等のさらなる低減</li> </ul> </li> </ul> <p>これらの経営上の課題を解決し、住宅事業の競争優位性を高め成長させていくためには、パナソニックとこれまで以上の連携を深め、質問No.2への回答に記載のシナジーを実現することが必要不可欠であると判断したことから、本株式交換を実施することにいたしました。</p> <p style="text-align: right;">（了）</p>
2	本株式交換により当社が実現することのできるシナジーとしては、どのようなものを想定していますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社は、本株式交換により実現可能な主なシナジーとして、以下の3点を掲げております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>パナソニックの経営リソースの有効活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社は、本株式交換により、パナソニックの完全子会社となることにより、パナソニックのブランドそのものを利用することができるようになり、統一的なパナソニックブランド戦略に基づき、家電・設備と住宅建築技術の融合による住空間創出、及びスマートハウスにおけるIoTの技術開発等の強化などが期待できると考えております。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">（次頁へ続く）</p>

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
2	<p>本株式交換により当社が実現することのできるシナジーとしては、どのようなものを想定していますか。</p>	<p>（前頁より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ また、当社においては、今後、海外における積極的な事業展開が求められているにもかかわらず、海外ネットワークやグローバル人材が不足しております。本株式交換により、パナソニックの経営リソースを直接用いることができるようになれば、当社の有する設計・建築ノウハウを利用し、ASEAN地域を中心とした海外事業展開の加速を可能とし、街づくり事業、リフォーム事業、エイジフリー事業、海外事業など重要事業で、新たなビジネスモデルを創出し、シナジーを創出できると考えております。</li> </ul> <p>パナソニックの信用力の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社においては、今後、M&amp;Aや資本業務提携に積極的に取り組むことにより、大規模な投資を行っていくことが必要であると考えております。もっとも、国内外でこれらの取組みを行っていく上では、当社単体で行うよりも、パナソニックの信用力や経営リソースを活用しながら行っていく方が、その機会の獲得や条件面などにおいてより望ましく、また、国内住宅市場以外の事業の成長を加速するという観点でも望ましいと考えております。</li> </ul> <p>パナソニックグループ間における経営資源の最適かつ迅速な再配分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当社が、本株式交換により、パナソニックの完全子会社となることにより、利益相反の問題を考慮することなく、パナソニックグループの経営資源が効率的かつ迅速に再配分されれば、当社は、重要事業において重点的にリソースを活用することができるようになることが期待でき、当社の各事業における収益性が向上し、ビジネスモデルの変革及び多角化の実現がより確実になると考えております。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記に加え、本株式交換を行うことにより、( )共通インフラ活用による間接部門のコストダウン・効率化、( )パナソニックグループ企業としての新卒採用強化及び専門分野における人材補強、( )パナソニックの国内外販売ルートを活かした大型案件紹介の拡大等が加速され、グループ会社としてのシナジー効果を最大化できると考えております。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（了）</p>

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
3	<p>現状の資本関係では十分ではなく、パナソニックの完全子会社となる必要があるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社において、質問No.2への回答に記載のとおり、ブランド戦略、大規模投資、経営資源の再配分などの観点から中長期的に経営課題に取り組んでいくうえでは、短期的な収益悪化のリスクに必ずしもとられることなく、当社の企業価値を中長期的に向上させていくことが望ましいところ、これを上場子会社として進めるには大胆さやスピード感の観点から十分な対応が取りにくく、本株式交換はこれを可能にすると考えております。</li> <li>また、当社が上場会社としての独立性を維持している場合においては、当社の利益とパナソニックの利益は完全には一致しておりません。特に、パナソニックと当社は事業の特性上、住宅部材の供給者と需要者の関係にあり、かかる局面においては両社の利益相反が顕著になります。当社がパナソニックの完全子会社となることにより、両社間の利益は一致し、質問No.2への回答に記載のとおり、当社がパナソニックのリソースによりアクセスすることが可能になります。当社が中長期的な経営課題に大胆に取り組んでいくためには、これまで以上にパナソニックのリソースを活用することが必要であると考えております。</li> <li>上記の二点については、下記の特設委員会においても審議され、その必要性が認識されております。</li> <li>なお、当社及びパナソニックは、2016年12月20日の本株式交換の発表後に「成長戦略検討委員会」を発足し、当社がパナソニックの完全子会社となった後における将来の成長に向けた協業のあり方について、当社の住宅展示場とパナソニックのショールームが一体となった顧客接点のあり方など具体的なテーマを複数挙げて、議論を深めております。</li> </ul>

（了）

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。



No.	質問	回答
4	本株式交換の決定に際して実施した手続の概要について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本株式交換は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、2016年12月20日付プレスリリースに記載のとおり、当社は、本株式交換の検討の初期段階から、法務アドバイザーの助言に従い、本株式交換の公正性を担保し、支配株主と少数株主の利益相反を回避するために以下に記載の措置を講じた上で、慎重に本株式交換の実施及び条件について決定いたしました。</li> <li>独立した第三者算定機関であるSMBC日興証券から株式交換比率算定書を取得</li> <li>独立した法律事務所である森・濱田松本法律事務所から法的助言を取得</li> <li>当社及びパナソニックから独立した者により構成される特別委員会を設置し、本株式交換を行うことに合理性がある旨の答申書を受領</li> <li>本株式交換の検討過程から、パナソニックに対して利害関係を有する役員及び従業員を排除し、利害関係を有しない取締役及び監査役の全員の承認に基づき決定</li> </ul> <p style="text-align: right;">（了）</p>
5	パナソニックとの間の交渉の経緯について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社は、パナソニックとの間で、2016年11月28日から12月16日までの期間において、SMBC日興証券の株式交換比率の算定結果を基にして、SMBC日興証券から財務的見地からのアドバイスを得ながら、合計13回にわたって本株式交換比率の真摯な交渉を実施しております。</li> <li>● 当社は、交渉の重要な局面においては、特別委員会からも複数回に亘り勧告を受け、最終的にパナソニックから当初提示された株式交換比率から相当程度当社に有利に引き上げられた比率により本株式交換比率を合意しております。</li> <li>● なお、当該交渉は、パナソニックと利害関係を有しない代表取締役副社長畠山が主導し、パナソニックにも在籍するなどしてパナソニックとの間で利害関係のある取締役及び従業員は関与しておりません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（了）</p>

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
6	本株式交換を決定した取締役会における議論の状況を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本株式交換を決定した2016年12月20日開催の当社取締役会においては、パナソニックにも役員として在籍している松下、寺西、濱谷及び渡部取締役は参加せず、5名の出席取締役により本株式交換について審議及び決議がなされております。</li><li>● 当該取締役会においては、特別委員会の委員である有田社外監査役より、特別委員会の実施状況及び答申書の内容等の説明が行われた上、各取締役及び監査役から種々の意見が述べられ、審議がなされた後、パナソニックにも役員として在籍している取締役を除く5名の出席取締役の全員の賛成により、本株式交換契約の締結が承認されました。また、監査役3名は、全員一致により、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。</li></ul>

（了）

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答						
7	特別委員会の委員の適格性及び独立性について教えてください。	<p data-bbox="685 232 1425 268">● 特別委員会は、以下の4名によって構成されております。</p> <table border="1" data-bbox="733 292 1902 1225"> <tbody> <tr> <td data-bbox="733 292 928 618">寺川尚人 氏</td> <td data-bbox="928 292 1902 618"> <p data-bbox="938 299 1891 446">寺川氏は、様々な企業において取締役又は執行役員としての豊富な経営経験を有しており、当社は、同氏の経営者としての豊富なキャリアと高い見識を当社の経営に反映していただくため、同氏を当社の社外取締役に選任しております。</p> <p data-bbox="938 461 1891 608">同氏は、会社法に定められる「社外取締役」に該当することに加え、当社の「社外役員の独立性判断基準」（後述）に照らして独立性を有しております。また、当社は、同氏について、独立性のある社外取締役として、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届出を行っております。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="733 618 928 903">有田勝彦 氏</td> <td data-bbox="928 618 1902 903"> <p data-bbox="938 625 1891 732">有田氏は、長年にわたり公認会計士としての会計監査業務に従事するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であることから、当社は、同氏を社外監査役に選任しております。</p> <p data-bbox="938 746 1891 893">同氏は、会社法に定められる「社外監査役」に該当することに加え、当社の「社外役員の独立性判断基準」（後述）に照らして独立性を有しております。また、当社は、同氏について、独立性のある社外監査役として、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届出を行っております。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="733 903 928 1225">後藤高志 氏</td> <td data-bbox="928 903 1902 1225"> <p data-bbox="938 911 1891 1018">後藤氏は、M&amp;Aに関する豊富な知見を有する弁護士（潮見坂綜合法律事務所）であり、当社及びパナソニックとの間で、過去から現在に至るまで何らの利害関係も有しておらず、独立した外部の有識者です。</p> <p data-bbox="938 1032 1891 1218">なお、同氏は、当社が今般本株式交換について法的助言を得ている独立した法律事務所に過去所属していたことはございますが、同氏が当該法律事務所を退所してから約8年半が経過していたこと、当該法律事務所と同氏が現在所属している法律事務所とは競合関係にあることなどから、この点は、同氏の独立性に影響を与える事情ではないと判断いたしました。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	寺川尚人 氏	<p data-bbox="938 299 1891 446">寺川氏は、様々な企業において取締役又は執行役員としての豊富な経営経験を有しており、当社は、同氏の経営者としての豊富なキャリアと高い見識を当社の経営に反映していただくため、同氏を当社の社外取締役に選任しております。</p> <p data-bbox="938 461 1891 608">同氏は、会社法に定められる「社外取締役」に該当することに加え、当社の「社外役員の独立性判断基準」（後述）に照らして独立性を有しております。また、当社は、同氏について、独立性のある社外取締役として、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届出を行っております。</p>	有田勝彦 氏	<p data-bbox="938 625 1891 732">有田氏は、長年にわたり公認会計士としての会計監査業務に従事するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であることから、当社は、同氏を社外監査役に選任しております。</p> <p data-bbox="938 746 1891 893">同氏は、会社法に定められる「社外監査役」に該当することに加え、当社の「社外役員の独立性判断基準」（後述）に照らして独立性を有しております。また、当社は、同氏について、独立性のある社外監査役として、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届出を行っております。</p>	後藤高志 氏	<p data-bbox="938 911 1891 1018">後藤氏は、M&amp;Aに関する豊富な知見を有する弁護士（潮見坂綜合法律事務所）であり、当社及びパナソニックとの間で、過去から現在に至るまで何らの利害関係も有しておらず、独立した外部の有識者です。</p> <p data-bbox="938 1032 1891 1218">なお、同氏は、当社が今般本株式交換について法的助言を得ている独立した法律事務所に過去所属していたことはございますが、同氏が当該法律事務所を退所してから約8年半が経過していたこと、当該法律事務所と同氏が現在所属している法律事務所とは競合関係にあることなどから、この点は、同氏の独立性に影響を与える事情ではないと判断いたしました。</p>
寺川尚人 氏	<p data-bbox="938 299 1891 446">寺川氏は、様々な企業において取締役又は執行役員としての豊富な経営経験を有しており、当社は、同氏の経営者としての豊富なキャリアと高い見識を当社の経営に反映していただくため、同氏を当社の社外取締役に選任しております。</p> <p data-bbox="938 461 1891 608">同氏は、会社法に定められる「社外取締役」に該当することに加え、当社の「社外役員の独立性判断基準」（後述）に照らして独立性を有しております。また、当社は、同氏について、独立性のある社外取締役として、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届出を行っております。</p>							
有田勝彦 氏	<p data-bbox="938 625 1891 732">有田氏は、長年にわたり公認会計士としての会計監査業務に従事するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であることから、当社は、同氏を社外監査役に選任しております。</p> <p data-bbox="938 746 1891 893">同氏は、会社法に定められる「社外監査役」に該当することに加え、当社の「社外役員の独立性判断基準」（後述）に照らして独立性を有しております。また、当社は、同氏について、独立性のある社外監査役として、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届出を行っております。</p>							
後藤高志 氏	<p data-bbox="938 911 1891 1018">後藤氏は、M&amp;Aに関する豊富な知見を有する弁護士（潮見坂綜合法律事務所）であり、当社及びパナソニックとの間で、過去から現在に至るまで何らの利害関係も有しておらず、独立した外部の有識者です。</p> <p data-bbox="938 1032 1891 1218">なお、同氏は、当社が今般本株式交換について法的助言を得ている独立した法律事務所に過去所属していたことはございますが、同氏が当該法律事務所を退所してから約8年半が経過していたこと、当該法律事務所と同氏が現在所属している法律事務所とは競合関係にあることなどから、この点は、同氏の独立性に影響を与える事情ではないと判断いたしました。</p>							

（次頁へ続く）

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
-----	----	----

7 特別委員会の委員の適格性及び独立性について教えてください。(前頁より)

**坂田映 氏** 坂田氏は、過去に大手監査法人に所属して監査業務・M&Aアドバイザリー業務等に従事し、株式価値算定や国内外の財務デュー・ディリジェンス等の豊富な知見を有する公認会計士・米国ワシントン州公認会計士・税理士(坂田映公認会計士事務所)であり、当社及びパナソニックとの間で、過去から現在に至るまで何の利害関係も有しておらず、独立した外部の有識者です。

当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は以下のとおりです。なお、同基準は、当社が開示しておりますコーポレート・ガバナンス報告書において公表しております。

当社における社外取締役または社外監査役(以下、併せて「社外役員」という)が独立性を有すると判断するためには、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。

1. 当社および当社の子会社(注1)(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者(注2)
2. 当社グループを主要な取引先とする者(注3)またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先(注4)またはその業務執行者
4. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接保有している者)またはその業務執行者および監査役
5. 当社と同一の親会社(注1)を有する他の会社の業務執行者および監査役
6. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接保有している者またはその業務執行者および監査役
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額(注5)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等

(次頁へ続く)

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
7	特別委員会の委員の適格性及び独立性について教えてください。	<p>(前頁より)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>9. 当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者</li> <li>10. 当社グループから多額(注5)の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者</li> <li>11. 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者</li> <li>12. 上記1.~11.に過去3年間に於いて該当していた者</li> <li>13. 上記1.~12.に該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族</li> </ol> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 親会社および子会社とは、財務諸表規則第8条第3項に規定するものをいう。</li> <li>2. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。</li> <li>3. 当社グループを主要な取引先とする者とは、年間1,200万円以上でかつ直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。</li> <li>4. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループに行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。</li> <li>5. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,200万円以上、法人、組合等の団体の場合は、年間1,200万円以上でかつ当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。</li> <li>6. 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。</li> </ol>

(次頁へ続く)

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
7	特別委員会の委員の適格性及び独立性について教えてください。	<p>(前頁より)</p> <p>「独立役員」は、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、一般株主保護のため、上場会社が選任することを要する一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役を意味しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記のとおり、特別委員会を構成する委員は、いずれも当社及びパナソニックから独立した者であり、本株式交換に関する諮問に対応する十分なご経験と知見を持たれ、特別委員会を構成するにふさわしい方々であると考えております。</li> </ul> <p>(了)</p>
8	当社が本株式交換に関して設置した特別委員会の活動状況について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別委員会は、2016年11月14日開催の当社取締役会の決議により設置され、当社は、本株式交換を検討するに当たり、特別委員会に対し、( )本株式交換が当社の企業価値を向上させるか否か、及び( )本株式交換の決定が公正な手続を通じて行われ、当社の少数株主が受けるべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされているか否かという点を勘案の上、当社がパナソニックとの間で株式交換契約の締結を承認することを当社取締役会が承認すべきか否かについて、諮問しております。特別委員会は、2016年11月16日から12月19日までの間に合計8回開催した上、当社取締役会に対して答申書を提出しております。</li> <li>特別委員会は、主に以下に記載の事項を実施しております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>当社が開示した情報の調査及び検討並びに当社の代表取締役及び担当者に対するヒアリング</li> <li>パナソニックの担当役職員に対するヒアリング</li> <li>SMBC日興証券の提出した株式交換比率算定書の精査、検討及びSMBC日興証券に対するヒアリング</li> <li>当社とパナソニックの交渉に関する当社に対する勧告・指示</li> <li>法務アドバイザーに対するヒアリング</li> <li>特別委員会の委員間での審議・検討</li> <li>当社取締役会に対する答申書の作成</li> </ul> </li> </ul> <p>(了)</p>

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
9	<p>特別委員会の判断の概要（答申書の概要）について教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社取締役会は、特別委員会からは以下の内容の答申を受領しております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 当社収益の大半が国内住宅事業に依拠しており、かつ、中長期的に国内住宅事業の逡減が予測されている現況を踏まえると、国内売上高及び収益の維持・増加と海外事業の拡大が当社の喫緊の課題であって、本株式交換を行う必要性が認められること、</li> <li>( ) 本株式交換後に実施する施策は、当社の経営課題の克服に資すると評価しうること、</li> <li>( ) 想定されるデメリットの影響は軽微と評価しうること、</li> <li>( ) 本株式交換以外に代わる有効な代替手段は見当たらないこと</li> </ul> </li> </ul> <p>などからすると、本株式交換が当社の企業価値向上に資するとの判断の過程、内容に著しく不合理な点は認められず、本株式交換は当社の企業価値を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 本株式交換比率の決定過程において、利害関係人に該当しない当社担当者が、独立専門家による恣意性のない価値算定及びデュー・ディリジェンスの結果を前提として、財務アドバイザーの助言及び特別委員会の勧告を斟酌した上で現実に複数回の交渉を行い、かつ、パナソニックの提示した条件から有利に引き上げる内容で合意された経緯があること、</li> <li>( ) 本株式交換比率の具体的な数値はSMBC日興証券作成の算定書の交換比率レンジに収まり、かつ、類似事例におけるプレミアム水準に照らしても妥当であり、少数株主の想定取得価額や対価としての適切性にも配慮されていること、</li> <li>( ) その他特別委員会の設置等の株主利益に配慮した公正手続が履践されていること</li> </ul> <p>からすると、本株式交換の交換対価の決定を含む本株式交換に関する意思決定は、公正な手続を通じて行われ、当社の少数株主が受けるべき利益が損なわれることのないよう配慮がなされている。</p> <p>これらの点を勘案すれば、本株式交換に係る株式交換契約の締結を当社取締役会として承認することには合理性がある。</p> <p style="text-align: right;">(了)</p>

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
10	SMBC日興証券はどのような算定方法で株式交換比率を算定したのですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMBC日興証券は、当社による本株式交換の検討に際し、当社については、市場株価法、類似上場会社比較法、DCF法の3つの評価方法を、パナソニックについては、市場株価法を用いて、本株式交換に係る株式交換比率を算定しております。それぞれの評価方法の特徴は、次に掲げるとおりです。                     <p>市場株価法は、金融商品取引所において取引されている株価をもとに算定する方法であり、上場会社同士の株式交換における株式交換比率の算定方法として一般的なものであります。</p> <p>類似上場会社比較法は、評価対象会社と類似する他の上場会社の株価等に対する一定の財務数値の倍率を評価対象会社の財務数値に適用して株式価値を評価する方法です。本株式交換については、( )EV/EBIT倍率、( )EV/EBITDA倍率、( )PER、( )PBRの4つの観点から評価を行っております。( )EV/EBIT倍率及び( )EV/EBITDA倍率は、企業価値(株式時価総額に純負債(有利子負債 - 現預金)を加えたもの)が1年間で本業において生み出すキャッシュ・フローの何倍にあたるか、( )PERは、株式価値が当期利益の何倍にあたるか、( )PBRは、株式価値が純資産額の何倍にあたるかということを算定し、それぞれの倍率で評価を行う方法で、株式価値の算定方法として一般的なものであり、株式交換比率の算定の際に用いることも一般的であります。</p> <p>DCF法は、将来にわたって事業により得られるキャッシュ・フローを現在の価値に引き直して株式価値を求める方法であり、株式価値の算定方法として一般的なものであり、株式交換比率の算定の際に用いることも一般的であります。</p> </li> <li>SMBC日興証券によれば、株式交換比率の算定に際し、当社について、当社が東京証券取引所に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、当社と比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、また、当社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行ったとのこととです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。



No.	質問	回答
-----	----	----

10 SMBC日興証券はどのような算定方法で株式交換比率を算定したのですか。

(前頁より)

- SMBC日興証券による各算定方法による株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法	0.68 ~ 0.73
類似上場会社比較法	0.55 ~ 1.19
DCF法	0.66 ~ 1.27

(了)

11 類似上場会社比較法において4つの手法を採用したのは何故ですか。

- SMBC日興証券よれば、類似上場会社比較法の評価手法の中には、(x)M&Aにおいて一般的に採用される評価手法と、(y)評価対象会社が属するハウスメーカー業界において広く用いられている重要な評価手法(後述)があるところ、恣意性を排し、より多面的な分析を行うために、前者(x)の評価方法としてEV/EBIT倍率及びEV/EBITDA倍率を、後者(y)の評価方法としてPER及びPBRによる評価を採用したとのことです。
- SMBC日興証券においては、国内及び北米のハウスメーカーに関し、国内外の証券会社・投資銀行所属の証券アナリストが作成したアナリストレポート合計81本を確認したところ、その約9割のアナリストレポートにおいてPER、PBR又はその2つの併用により株価を評価していたとのことです(なお、残りのアナリストレポートでは残余利益モデル等を使用していたとのことです)。そのため、SMBC日興証券としては、ハウスメーカー業界に精通した証券アナリストが当社を含むハウスメーカー業界の企業の株価を評価する際には、PERとPBRが広く用いられていると判断し、当社を評価する際にも、EV/EBIT倍率及びEV/EBITDA倍率に加え、この2つの評価方法(PER、PBR)も採用することが適切であると判断したとのことです。

(了)

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
12	<p>類似上場会社比較法における類似上場会社はどのような基準で選定されたのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMBC日興証券によれば、類似上場会社比較法での類似上場会社の選定においては、適正な算定を行うために、選定方法に関して妥当か、論理的に首尾一貫しているか、客観的基準に基づいているか、という観点を重視しているとのことです。</li> <li>SMBC日興証券によれば、類似上場会社の選定（スクリーニング）に際して、以下のとおり、事業内容の類似性、及び 事業規模の類似性という点について確認し、その上で、 株価形成において異常な点が存しないかなどの特段の事情についての確認を行っているとのことです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業内容の類似性 <p>事業内容の類似性の検証に際しては、客観性が担保されるように、株式会社ユーザベースが運営する企業財務データベースのSPEEDAで「戸建住宅開発」業界に分類される企業を選択した上、各社のセグメント別の売上高と利益を確認し、個人向け住宅開発関連の割合が過半となる企業を選択しております。したがって、当社と同じハウスメーカー業界に属する上場会社であっても、セグメント別の売上高や利益という観点から当社と事業構造が異なる上場会社については選定されないこととなります。</p> </li> <li>事業規模の類似性 <p>事業規模の類似性の検証に際しては、業界内におけるポジショニングが類似した会社を選定するためには、売上高を基準とすることが適切であることから、当社と極端に売上高の規模が異なる上場会社については除外しております。</p> </li> <li>株価形成における異常性などの特段の事情が存しないこと <p>さらに、上記 ・ の基準により選定された上場会社に関して、公開買付けが公表されているなど、通常的环境下での株価形成と異なる事象がないかの確認を行っております。また、市場における株式の取引成立率や浮動株式の回転率が極端に低くないかなどについての確認も行っております。</p> </li> </ul> </li> </ul> <p>以上の基準をもとに、今回の株式交換比率の算定においては、類似上場会社として、住友林業株式会社、株式会社オープンハウス、三井ホーム株式会社、タマホーム株式会社の4社が選定されたとのことです。</p>

( 次頁へ続く )

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
12	<p>類似上場会社比較法における類似上場会社はどのような基準で選定されたのですか。</p>	<p>(前頁より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• なお、今回の株式交換比率の算定において大和ハウス工業株式会社と積水ハウス株式会社が類似上場会社に選定されていないことに関して質問を受けることがございます。SMBC日興証券によれば、この2社については、上記の「及び」の条件の双方に該当しないため選定していないとのことです。具体的には、この2社は、セグメント売上高・利益の観点から当社の事業とは異なる事業からの売上等の割合が過半となるため事業内容が類似しておらず、かつ事業規模が大きく異なるため業界内のポジショニングにおいても当社とは異なる位置づけにあると判断されるため、類似上場会社に選定していないとのことです。</li> </ul> <p>(了)</p>
13	<p>株式交換比率の算定に際し、当社が保有する不動産についてどのような評価を行っていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社の保有不動産の多くを占める販売用不動産は、正常な営業循環過程内にある棚卸資産です。その価値は、将来の売上高及び原価として事業計画に適切に織り込まれており、SMBC日興証券はその販売用不動産の価値を適切に織り込んだ事業計画を基に本株式交換比率の算定を行っております。</li> <li>• また、SMBC日興証券によれば、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）の下で算定を行っており、いわゆる解散価値の算定は行っていないため、株式交換比率の算定において稼働中の事業用不動産（住宅展示場の土地建物等）の売却や、正常な営業循環過程から外れた形での販売用不動産の売却等を意味する不動産の時価評価は行っていないとのことです。</li> </ul> <p>(了)</p>

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
14	当社が保有する手元現預金はどのような性質のものですか。	<ul style="list-style-type: none"><li>当社は2016年12月末時点で現預金と関係会社預け金の合計で975億円の手元現預金を保有しておりますが、以下のとおり、この金額の全てがいわゆる「余剰資金」ということではなく、事業推進上、相当額を手元に確保しておく必要があります。</li></ul> <p>必要運転資金</p> <p>当社の主力商品である新築戸建住宅の個人のお客様への引渡しは、商慣習として3月、9月の半期末（特に3月末）に集中し、また、住宅の引渡しと同時に建築代金の支払いを受けることから、一般に、当社の手元現預金残高は各半期末にピークとなります。その後、建材等の仕入に対する事業上の支払いが行われるため、手元現預金残高は減少します。この手元現預金残高の減少には、かかる事業上の支払いに加え、税金の納付や配当の支払い等も含まれております。これらの支払い等に必要な運転資金の金額は、過去の支払実績からピーク時に約400億円となります。このように、当社が開示しております決算短信等でご確認いただける当社の手元現預金の金額は、通常、3月末に最も積み上がった状態となり、上記の各種の支払い等により、手元現預金残高は、当該金額から約400億円規模で減少することになります。</p>

（次頁へ続く）

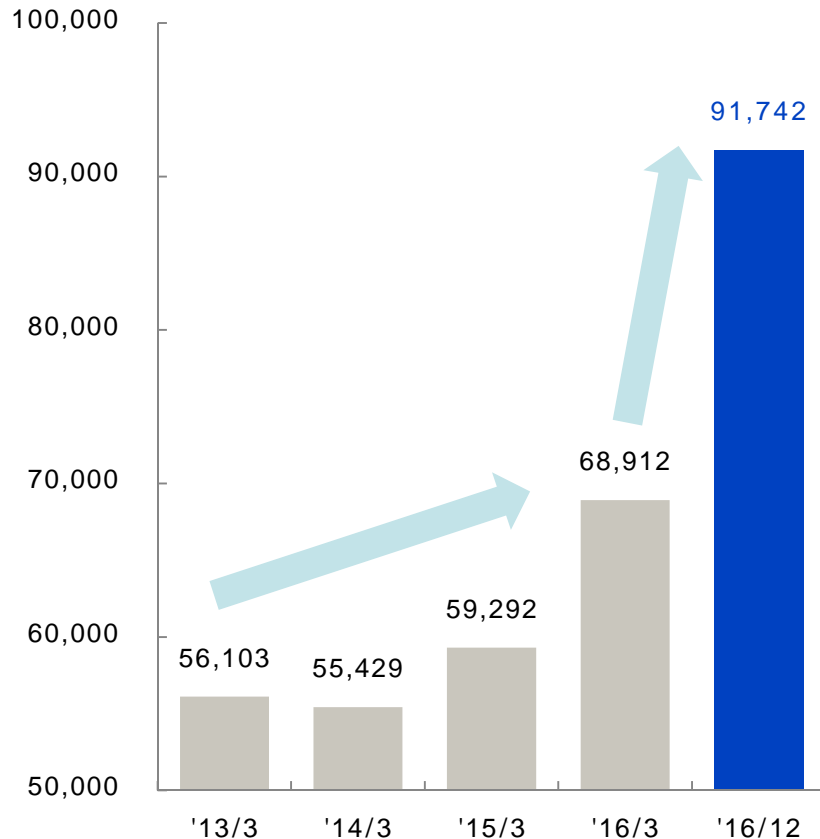
(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
14	当社が保有する手元現預金はどのような性質のものですか。	<p>(前頁より)</p> <p>注力事業強化のための先行投資資金</p> <p>2016年12月20日付プレスリリースにおいて公表しておりますとおり、現在の当社の主力事業である新築請負事業においては、今後の日本の人口動態から新設住宅着工戸数の逡減が予測されており、新築請負事業と並ぶ収益の柱となる事業を確立させることが急務となっております。当社は、この一環として、現在分譲事業（街づくり事業）とリフォーム事業（ストック事業）の強化を進めているところです。このうち、分譲事業は、土地の仕入れから戸建住宅やマンション等を建設し、個人顧客へ販売するまでの1サイクルにおよそ2.5年を要するため、分譲事業を拡大する時期、すなわち土地の仕入れを拡大する時期には、キャッシュアウトが先行し手元現預金残高が減少することになります。分譲マンション用地やスマートタウン用地といった、まとまった面積を持ち、交通の利便性も優れた土地は、当然ながら価格も高く、その結果、先行するキャッシュアウトの金額は数百億円の規模となるものと想定しております。したがって、当社は、今後の当社の重要な収益の柱である分譲事業の拡大を継続するためには、土地取得のための資金として相当額の手元現預金残高を確保しておく必要があると考えております。この分譲事業強化の状況に関し、公表済みの決算発表資料からも、2016年3月末時点から2016年12月末時点までの9ヶ月間だけでも、販売用不動産は228億円増加し（次頁参照）、手元現預金残高は283億円減少していることがご確認いただけるかと思えます。また、当社は、今後さらに分譲事業を拡大し、高水準での販売用不動産への投資を継続することを計画しております。</p> <p>ご参考までに、リフォーム事業に関しては、2015年11月30日に、当社の完全子会社であったパナホームリフォーム株式会社（現、パナソニックリフォーム株式会社）に、パナソニックより出資を受け入れて先行投資資金を確保するとともに、ブランド戦略の強化、展示場の拡充、人材採用の拡大、広告宣伝の拡大等の強化策を進めております。</p> <p style="text-align: right;">（了）</p>

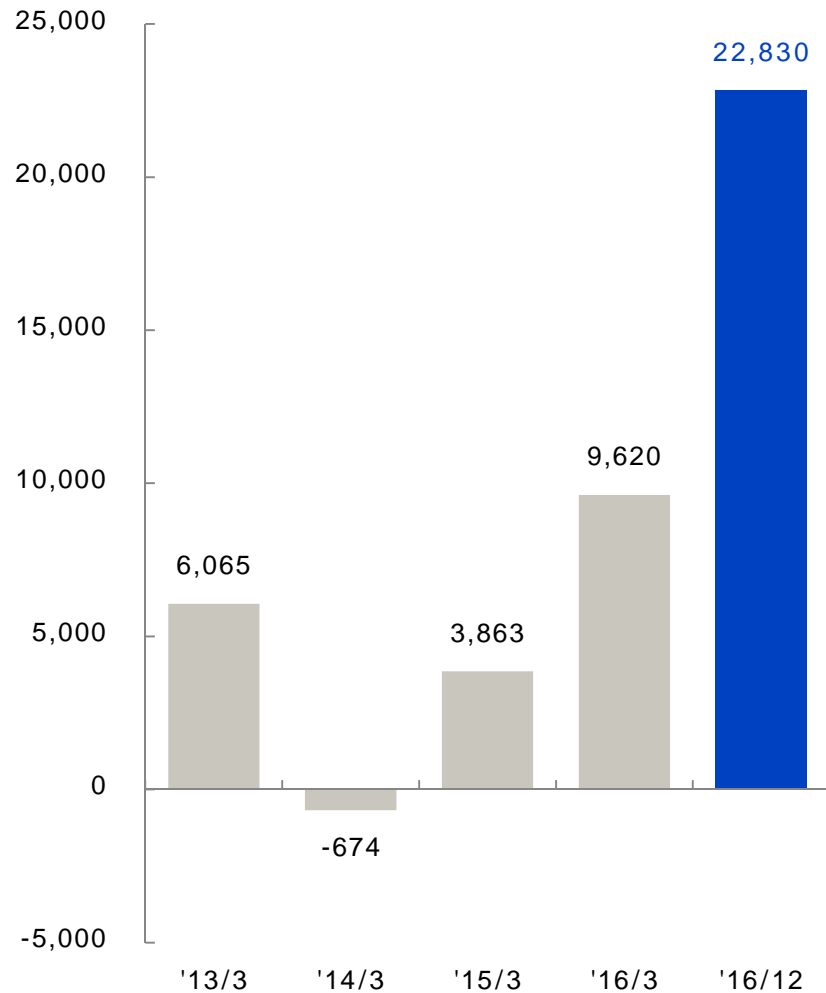
(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

期末の販売用不動産の推移は以下の通りです。2016年度は第3四半期までの9ヶ月間で販売用不動産が大きく増加していることがご確認いただけます。

期末の販売用不動産の推移（単位：百万円）



販売用不動産の増減額（単位：百万円）



(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
15	株式交換比率の算定に際して、手元現預金はどのように取り扱われていますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>SMBC日興証券によれば、以下のとおり、各算定方法によって手元現預金の取扱いに違いがあるものの、それぞれ適切な形で算定に織り込まれているとのことです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>DCF法 <p>手元現預金は事業運営上必要な運転資金（質問No.14への回答の ）とそれ以外の現預金とに分け、運転資金以外の現預金については算定過程で加算して評価されております。また、分譲事業用の土地取得資金等（質問No.14への回答の ）に関しては計画期間中のキャッシュアウトとして考慮されております。</p> </li> <li>類似上場会社比較法 <p>EV/EBIT倍率及びEV/EBITDA倍率の算定においては、手元現預金の金額は、比較対象の類似企業において貸借対照表上の数値を採用するため、評価基準を揃える目的で、当社の評価においても貸借対照表上の数値を採用して算定しており、手元現預金の全額が考慮されております。他方、PERは企業の収益性を基に評価するもので、当期利益に対する倍率での評価であり、また、PBRは、継続企業としての蓄積である純資産の評価であり、それぞれの算定の過程において手元現預金の額を個別に加味するものではありません。なお、PBRにおいて、手許現預金を明示的には織り込む計算過程はございませんが、手元現預金は、資産の一部として評価され、結果として純資産の額に反映されていると考えられます。</p> </li> <li>市場株価法 <p>市場で取引されている株価は、事業環境、業績動向、配当等が総合的に考慮されたうえで形成されており、その中には手元現預金の水準に対する投資家の認識も含まれていると考えることが妥当であると考えられます。</p> </li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">（了）</p>

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
16	パナソニックとの間で行っている資金預託の仕組みはどのようなものですか。また、その目的はなんですか。	<ul style="list-style-type: none"><li>• 当社がパナソニックとの間で行っている資金預託に関する仕組みは、当社が上場子会社であること等を勘案し、弁護士の助言に従いつつ、パナソニックとの間で特別かつ慎重に設計されたものです。当該資金預託には、市中金利との関係においても適切な利率の金利が設定されており、また、パナホームにおいて資金が必要な際は、随時これを引き出すことが可能となっております。</li><li>• 質問No.14への回答に記載のとおり、当社においては相当額の手元現預金を確保しておくことが必要であるところ、当該資金預託に関する仕組みは、資金の預託及び引出しの柔軟性、当社の預託金に対する金利を含む多くのメリットを有する資金管理の方法であり、当社及び当社の株主の利益に少なからず寄与しているものと考えております。</li><li>• なお、パナソニックに預託された資金についても、質問No.15への回答に記載のとおり、株式交換比率の算定に適切な形で織り込まれております。</li></ul>

(了)

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。



No.	質問	回答
-----	----	----

- 17 本株式交換比率において、プレミアムはどの程度ですか。
- 本株式交換の公表日前日（2016年12月19日）の両社の株価終値及び公表日前日を基準とする1ヶ月間の両社の終値平均株価から求められるプレミアムは以下のとおりです。

	パナソニック 株価	当社株価	当社 理論株価*1	プレミアム
公表日前日終値	1,281円	855円	1,024.8円	19.9%
1ヶ月平均株価	1,201.8円	815.0円	961.4円	18.0%

\*1：当社理論株価 = パナソニック株価×本株式交換比率（0.80）

- 上記プレミアムについては、本株式交換と類似する事例と比較しても十分に高い水準のプレミアムであると考えております。具体的には、SMBC日興証券が行った調査によれば、2013年1月1日から公表日前日（2016年12月19日）までの間に公表された株式交換の方法による上場子会社の完全子会社化の事例である、P.30、31の37件と比較すると、当該37件と、当該37件の中でも本株式交換に類似性が高い\*2と判断した事例7件（P.30、31において水色でハイライトされている事例）について、それぞれの公表日前日を基準とする1ヶ月平均株価に対するプレミアムの平均値及び中央値は、以下のとおりです。

	件数	プレミアム 平均値	プレミアム 中央値
全件（P.30、31の37件）	37件	14.4%	13.3%
本株式交換に類似性が高いと判断した案件	7件	11.0%	12.7%

\*2：SMBC日興証券によれば、子会社株式の流動性、子会社の時価総額、子会社の売上高、子会社の利益、公表時の市場環境、株式交換実施前の親会社による持株比率、子会社の上場市場等の複数の要素とプレミアムの関係を検証したうえで、プレミアムに影響を与えていると考えられる要素を抽出し、その要素において本株式交換と類似している7件を抽出したとのことです。

（了）

公表日	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
2013年3月19日	青木あすなる建設株式会社	青木マリーン株式会社
2013年4月23日	日本電産株式会社	日本電産コパル株式会社
2013年4月23日	日本電産株式会社	日本電産トーソク株式会社
2013年4月26日	新日鐵住金株式会社	住友鋼管株式会社
2013年5月9日	日本ゼオン株式会社	株式会社トウペ
2013年5月10日	宇部興産株式会社	宇部マテリアルズ株式会社
2013年11月12日	日本信号株式会社	日信電子サービス株式会社
2013年11月28日	日立造船株式会社	株式会社ニチゾウテック
2013年12月20日	日本瓦斯株式会社	東日本ガス株式会社
2013年12月20日	日本瓦斯株式会社	新日本ガス株式会社
2014年3月20日	高砂熱学工業株式会社	株式会社丸誠
2014年4月22日	日本電産株式会社	日本電産リード株式会社
2014年4月22日	日本電産株式会社	日本電産コパル電子株式会社
2014年5月9日	ウシオ電機株式会社	株式会社アドテックエンジニアリング
2014年5月9日	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	株式会社家族亭
2014年5月26日	株式会社光通信	株式会社パイオン
2014年9月24日	イオン株式会社	株式会社ダイエー
2014年10月10日	イーピーエス株式会社	株式会社イーピーメント
2015年2月3日	パナソニック株式会社	パナソニック インフォメーションシステムズ株式会社
2015年2月12日	東京建物株式会社	東京建物不動産販売株式会社
2015年3月10日	株式会社パル	株式会社ナイスクラブ

注： 水色で塗られた事例が、本件と類似性が高いと考えられる事例（選定に関しては質問No.17への回答をご参照）

出所： 各社プレスリリースよりSMBC日興証券が作成

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

公表日	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
2015年3月16日	株式会社クレディセゾン	JPNホールディングス株式会社
2015年3月17日	株式会社安川電機	株式会社ワイ・イー・データ
2015年4月28日	新日鐵住金株式会社	日鉄住金テックスエンジニアリング株式会社
2015年4月28日	新日鐵住金株式会社	鈴木金属工業株式会社
2015年5月12日	日本曹達株式会社	三和倉庫株式会社
2015年5月13日	株式会社平和	PGMホールディングス株式会社
2015年5月21日	NSユナイテッド海運株式会社	NSユナイテッド内航海運株式会社
2015年10月30日	日立造船株式会社	株式会社オーナミ
2015年11月30日	株式会社日本製鋼所	株式会社名機製作所
2015年11月30日	株式会社イズミ	株式会社スーパー大栄
2016年1月29日	株式会社村田製作所	東光株式会社
2016年1月29日	トヨタ自動車株式会社	ダイハツ工業株式会社
2016年2月10日	株式会社小田原エンジニアリング	ロイヤル電機株式会社
2016年8月3日	オプテックス株式会社	オプテックス・エフエー株式会社
2016年8月4日	日本製粉株式会社	東福製粉株式会社
2016年9月14日	三菱化学株式会社 (三菱化学株式会社の親会社である三菱ケミカルホールディングス株式会社の株式を対価とした三角株式交換)	日本化成株式会社

注： 水色で塗られた事例が、本件と類似性が高いと考えられる事例（選定に関しては質問No.17への回答をご参照）

出所： 各社プレスリリースよりSMBC日興証券が作成

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
18	特別委員会はSMBC日興証券の株式交換比率の算定をどう評価していますか。	<ul style="list-style-type: none"><li>特別委員会からは、採用されている算定方法はいずれも一般に妥当として用いられているものであり、かつ、具体的な算定内容についても恣意性を疑わせる事情は認められないとの見解が示されております。</li></ul>

(了)

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
19	本株式交換比率に関し、フェアネス・オピニオンは取得していますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社においては、今般、2017年3月期の期末配当の額を決定するに際して、改めて本株式交換比率の公正さを検証することとし、2017年2月24日付で、当社及びパナソニックから独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して本株式交換比率の公正さについての意見を求めたところ、プルータス・コンサルティングから、本株式交換比率は、当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものであると認められる旨のフェアネス・オピニオンを受領しております。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（了）</p>
20	プルータス・コンサルティングとはどのような会社ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、M&amp;Aにおけるバリエーション業務、M&amp;Aアドバイザー、エクイティファイナンスのコンサルティングといった企業価値評価を中心としたコンサルティングサービスを行う会社です。特に、バリエーション業務に定評があり、過去多くのM&amp;A案件でバリエーション業務を提供した多くの実績（その一例として、ソフトバンク株式会社によるイー・アクセス株式会社の完全子会社化における株式交換比率の算定（ソフトバンク株式会社の第三者算定機関）、旧カネボウ株式買取価格決定請求事件における株式価値鑑定（東京地方裁判所からの委嘱）及びカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のMBOにおける公開買付価格の算定（カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の独立委員会の第三者算定機関）など）があります。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（了）</p>
21	プルータス・コンサルティングの独立性について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>プルータス・コンサルティングは、過去及び現在において、当社及びパナソニックの間に、資本関係、人的関係、取引関係のいずれも存在せず、当社及びパナソニックから独立した第三者算定機関です。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（了）</p>

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

No.	質問	回答
22	2016年10月14日付に行われた業績下方修正と本株式交換の関係を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社は、本株式交換の公表前である2016年10月14日付で、2017年3月期第2四半期（累計）連結業績予想数値及び2017年3月期通期連結業績予想数値の下方修正を内容とする「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております（以下「本業績予想修正」といいます。）。もっとも、本業績予想修正は、当社が本株式交換の検討を開始する前に、東京証券取引所の適時開示基準に従って適切に公表しており、本株式交換に関連して、又は本株式交換を意図して行われたものではありません。</li> <li>● 特別委員会は、当社関係者に対するヒアリングに基づき、本業績予想修正は、当社がパナソニックから本株式交換の申入れを受けた2016年11月2日以前の時期において、当社の経理部門担当者において、第2四半期までの実績値を踏まえ、通常の四半期決算処理で行われる検討方法により合理的に見積もった数値を基礎として開示に至ったものと認められること、また、当該検討過程及び開示時期についてパナソニックの影響力の行使は認められないことなどを勘案し、本業績予想修正は、本株式交換の実施を前提として行われたとは認められないと判断しております。</li> <li>● なお、本株式交換比率は、本業績予想修正の公表前の期間を対象とした市場株価法レンジの上限を上回っております。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（了）</p>
23	期末配当の額について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社取締役会は、本日「配当予想の修正に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、2017年3月期に係る期末配当の額は金10円とすることを決定いたしました。これにより、当社の2017年3月期に係る剰余金の配当額は、中間配当の11円と併せて、合計21円となります。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（了）</p>

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご注意ください。

## ご注意

本資料には、パナホーム株式会社の「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本資料における記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされたパナホーム株式会社の仮定及び判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスク及び不確実性並びにその他の要因が内在しており、それらの要因による影響を受ける恐れがあります。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示されるパナホーム株式会社の将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらす恐れがあります。パナホーム株式会社は、本資料の日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、金融商品取引法に基づく今後の提出書類及びその他のパナホーム株式会社の行う開示をご参照ください。

本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご留意ください。

(注) 本プレスリリース及びFAQに係る著作権その他一切の権利は、パナホーム株式会社に帰属しており、法令上認められる場合を除き、パナホーム株式会社の事前の許諾なく、本プレスリリース及びFAQの内容を転用・転載その他利用することは固く禁じております。これに違反した場合には、刑事上又は民事上の責任を負う場合がございますので、ご留意ください。